

日本繊維産業連盟「繊維製品に係る有害物質の不含有に関する自主基準」③

今年3月に日本繊維産業連盟が発表した「繊維製品に係る有害物質の不含有に関する自主基準」の概要を紹介する4回シリーズの第3回目です。前2回で規制内容を中心に概要を紹介しましたが、後半の2回では基準遵守の方策を取り上げます。

ポイントは、「サプライチェーンの各段階において、対象物質(=有害な特定芳香族アミン22種が、衣類から30mg/kgを超えて検出されるアゾ色素)の不含有宣言、または分析証明書等で基準適合を確認し、より安全性を高めるための基盤を構築する」こと、としています。★本シリーズ/バックナンバー [2012.7「自主基準①」](#) [2012.9「自主基準②」](#)

6. 対象物質不含有の証明方法/染色工場単位

- ◆染色企業は、「染色工場単位の不含有宣言」または「所定の試験方法による分析」のいずれかを選択して、自主基準遵守を証明することが必要
- ◆ファブリック・アパレル・小売店等は、染色工場単位の「不含有宣言書」または「分析証明書」を入手できない場合は、「所定の試験方法による分析」を実施することが必要

・「アゾ色素の使用は染色工程に限定することが可能」としている。
・染色企業に求められることの1つとして、不含有宣言をするために、染料・顔料企業からの情報入手がある。ただし、情報が入手できない場合は、染色企業みずから分析試験を行う。

- ◆対象物質が染色に用いられていないことが担保されれば、自主基準で掲げている初期の目的は達せられる

7. 関連全業者による素材管理を

- ◆サプライチェーンの全事業者が、安全性の証明書(「不含有宣言書」「分析証明書」)を“素材”と正しく紐付けておくこと。それにより、消費者の手に渡るまで、素材単位の安全性が証明できる

全事業者が応分の負担を行い、協業することで安全性の追求が可能となる。誠実に責務を履行する企業が増えることで、「市場の選択」に委ねる。

- ◆具体的な担保方法として、「素材単位の染色・プリント等の加工先を、不含有宣言を行っている染色企業とする」「直接染色加工を依頼しない事業者は、染色企業の情報を保管しておき、販売時に情報提供する」

ニッセンケンのアゾ色素分析

日本で唯一のエコテックス国際共同体加盟試験機関であるニッセンケンでは、全世界の基準に対応できる特定芳香族アミン 24 物質の分析を行っています。

分析料金: 1点当たり 12,000 円 (ポリエステル及びポリエステル混はプラス 3,000 円)

※同一商品であれば、各色3点まで1点として取り扱えます

割引: 5点で10%引き、10点で20%引き。それ以上はご相談ください

納期: 通常1週間

